伊丹市教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

感染症・通園許可証明書の提出について

保育所(園)・こども園・幼稚園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。 感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に 生活できるよう、下記の感染症について通園許可証明書の提出をお願いします。 なお、保育所(園)・こども園・幼稚園での集団生活に適応できる状態に回復して から通園するよう、ご配慮下さい。

記

通園許可証明書の必要な病名

エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急 1 性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるも のに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属イン フルエンザAウイルスであって、その血清亜型H5N1であるものに限る。)

第 百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三 2 日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎種 菌性髄膜炎

第 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流 行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- ※出席停止の期間の基準はありますが、病状により園医その他の医師において 感染のおそれがないと認めたときは、その限りではありません。
- ※感染症による出席停止については、学校保健安全法施行規則の内容 および保育所における感染症対策ガイドラインに準拠しています。

通園許可証明書

	_ 保育所(園)	• こども園 • 幼稚園
児童名		
病名		
上記のため	年 月	日から療養中であったか
症状が回復し集団生	生活に支障がな	い状態になったため
年月	日より通	園可能と判断します。
年月	Я	
医療機関		
医師名		印 又はサイン

8<